[改正] 「現行] 第1章~第14章 (略) 第1章~第14章 (略) 附 則 (平成 28 年 1 月 20 日経企第 1689 号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成28年1月21日から実施します。 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX j サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしま す。 (ドコモの学割 2016 の適用) 3 この附則実施の日から平成28年5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、Xiカケホーダイプラン(スマ ホ/タブ)又はXiカケホーダイライトプラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。 以下この附則において同じとします。)に係る定期契約又は一般契約(身体障がい者等割引(料金表第1表第1(基本使用 料) の1 (適用) の(2)に規定するものをいいます。) の適用を受けているものに限ります。) のX i が次の(1)、(2)及び(3)又は (4)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモの学割 2016 ((3)又は(4)の申出により、ファミリーシングルパック 又はファミリーシェアパックの適用が開始される日(以下この附則において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月 の翌暦月から起算して 11 暦月の間の X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) の基本使用料について 800 円を減額する取扱い、及 び適用開始日を含む料金月から起算して 35 料金月の間、そのXiに係るファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの定額上 限データ量(料金表第1表第3 (通信料)の1 (適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしま す。) に5 G B を加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。) を適用します。 (1) X i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。 ただし、既にXiサービス取扱所において端末設備を購入している場合は、その購入があった日から起算して当社が別に定め る期間を経過している場合に限ります。 (2) U25 応援割(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(4)の2に規定するものをいいます。以下この附則にお いて同じとします。)の適用を受けること。 (3) ファミリーシングルパック (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2 に規定するものをいい、データ S パック (小 容量)を除きます。以下この附則において同じとします。)又はファミリーシェアパック(料金表第1表第3(通信料)の1(適 用)の(8)の2に規定するものをいい、シェアパック10(小容量)を除きます。以下この附則において同じとします。)を選択する こと。 (4) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則におい て同じとします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定する ものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用) の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がファミリーシングルパック又はファミリーシェ アパックを選択していること。 4 前項の規定にかかわらず、適用開始日に U25 応援割の適用を受けていないことを当社が確認したときは、当社はドコモの学割 2016を適用しません。 5 料金表第1表第1 (基本使用料)の1 (適用)の(1)のオの規定によりX j カケホーダイプラン (スマホ/タブ)又はX j カケホ

ーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

6 当社は、ドコモの学割 2016 の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割 2016 を廃止しま す。 (1) 基本使用料の料金種別がXi カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はXi カケホーダイライトプラン以外となったとき。 (2) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。 (3) そのXi がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があ ったとき(そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。)。 (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。 (5) X i の電話番号保管があったとき。 (6) 名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます)。 (7) 契約の解除(当社が別に定めるものを除きます。) があったとき。 7 当社は、ドコモの学割 2016 を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までをドコモの学割 2016 の適用対象とします。 ただし、料金表第1表第1 (基本使用料)の1 (適用)の(1)のり、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、Xi カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日 を含む暦月の前月までをドコモの学割 2016 の適用対象とします。 8 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受 けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモの学割 2016 の適用対象とします。 9 ドコモにチェンジ割キャンペーン(経企第 1140 号(平成 27 年 9 月 16 日)に規定するものをいいます。)の適用を受けているとき は、その適用を受けている暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用しません。 10 第3項(1)に規定する当社が別に定める端末設備は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。